

## 「明石市食育基本方針」見直し（案）に対する市民意見の概要と市の考え方

## 1 提出意見の件数

提出人数：8人

意見件数：21件（その他を含む）

## 2 意見の概要とそれに対する市の考え方

番号	意見の概要	市の回答（案）
1	<p>「温暖な気候風土により恵まれた“ほうれん草等の軟弱野菜”…」とありますが、「“ほうれん草等の緑黄色野菜”」の表現に訂正していただきたい。</p> <p>ほうれん草は、やわらかい野菜の範疇に含まれるかもしれないが、緑黄色野菜の代表ともいえる野菜だからです。</p>	<p>ほうれん草、小松菜、春菊、チンゲン菜等、収穫後、鮮度が落ちやすいため消費地に近い都市近郊で栽培されている野菜を軟弱野菜といいます。</p> <p>この内容を注釈として記載します。</p>
2	<p>食育の目標の表現についてですが、「未来へつなげよう！明石の食文化」よりも「未来へつなげよう！明石の食文化のネットワーク」とした方が、食文化の世代間交流のニュアンスが伝わると思います。</p>	<p>ご提案をいただいたように食文化においてネットワークの構築は重要だと考えますが、まずは、小目標の「家庭の味や郷土料理、季節の行事食などの継承」を通して、世代間交流に努めてまいります。</p>
3	<p>県では地産地消を「県産県消」と表現している。明石市の方針であれば「明産明消」の表現はいかがか。</p>	<p>食文化の中目標にある地産地消の推進は、明石市産だけでなく、地域の食材を活かしていくという意味があります。そのため地産地消とさせていただきます。</p>
4	<p>日本型食生活の推進は、低栄養の防止、減塩などと矛盾はありませんか。科学的評価は定まっていますか。</p>	<p>日本型食生活とは、米、魚、野菜、大豆を中心とした伝統的な食生活のパターンに、肉、牛乳・乳製品、油脂、果物等が加わり、多様性があり、栄養バランスのとれた健康的で豊かな食生活のことをいいます。</p> <p>この内容を注釈として記載します。</p>
5	<p>重点プロジェクトの「My 食育」のイメージがはっきりしない。</p>	<p>ご提案いただいたとおり、食育の具体的な取り組み例を記載します。</p>
6	<p>子どもから50歳代は、「My 食育」に実践できるが、定年後の男性や高齢女性は食べることをおざなりにしがちである。そのような方への食育啓蒙活動が必要ではないか。</p>	<p>本方針では、全ての世代が個人はもとより、家族や仲間と楽しみながら食育に取り組むことを重点プロジェクト「My 食育」に位置づけております。</p> <p>また、関係者の役割の市民として「男性も生活、自活能力を高めるため、食を通じた健康づくり等に積極的に取り組みます」と記載しております。</p> <p>生涯食育社会の構築をめざし、ライフステージに応じた食習慣が身につけられるよう努めます。</p>

7	<p>子どものいる家庭で、きちんとした食生活が送れていないところがあり、家庭での実践が難しいので、幼少期のころから楽しみながら食育をひろげる必要がある。</p>	<p>ご提案いただいたとおり、子どもの頃から食に関心をもてるような働きかけが大切であると考えております。</p> <p>本方針の健康づくりの小目標や関係者の役割の市民として「食の大切さや楽しみを実感できる活動等に積極的に取り組みます」と記載しております。食に関わる様々な具体的な取り組みができるよう、機会を提供してまいります。</p>
8	<p>ある町では、3歳児に包丁を持たせて食育をしている。五感で感じることは、小さいときにできるので、小さいときから五感に訴えた食育が大事だと思います。</p>	
9	<p>学校、幼稚園、保育所（園）の項目に次の内容を含めていただきたい。</p> <p>「学校園においては、生活科や総合の時間を利用して郷土の野菜類を栽培し、食物の恵みに感謝する心を育むための教育を推進します。郷土野菜を生きた教材として活用します。食べ物の加工前の姿を知ること、食物の本来の姿を理解し、健康な食生活を送れるように努めます。</p> <p>幼稚園や保育所（園）においては、郷土野菜を子どもたちが保育者とともに育て、子どもの豊かな心を育てるために食農保育を推進します。」</p>	<p>ご提案いただいた内容を「関係者の役割の学校・幼稚園、保育所（園）」に含めて記載します。</p> <p>また、保育所（園）では、郷土野菜をはじめとする身近な農作物の栽培を、保育所の食育計画の中でも重要な位置付けにとらえております。保育所における栽培は、自然の恵みとしての食材料を育て、調理し、食事を整えてくれた人への感謝の気持ちや、命を大切にすることを育むことを目的としております。</p> <p>今後も食育活動の中で、可能な限り郷土野菜を活用し、身近に感じられるよう取り組んでいきたいと考えております。</p>
10	<p>中学校給食をするうえで、栄養バランス、カロリー、アトピー等、個々に対応が必要な事柄について細やかな対応が可能か。親にも、もっと食育の責任を持たせる方向にできないか。</p>	<p>中学校給食の実施にあたりましては、文部科学省の学校給食摂取基準にのっとり、エネルギー等を考慮したうえで、栄養バランスのとれた献立の作成に努めてまいります。個々の体格差等による食べる量の違いにつきましては、小学校給食と同様、学校における給食指導により対応してまいりたいと考えております。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ生徒への対応につきましても、除去食を基本とする現在の小学校給食を踏まえつつ、どのような対応方法をしていくのか、今後、明石市中学校給食検討委員会で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、食育に関し、保護者が担う役割は大きいものと認識しております。つきましては、家庭が、食の大切さや楽しみを実感できる活動等に積極的に取り組むことにより、子どもが望ましい食習慣や知識を習得できるよう、今後も啓発に努めてまいりたいと考えております。</p>

11	<p>中学校の調理実習室を借りた時、ほこりのかぶった食器、そろっていない道具類であった。授業が少ないこともあるが、そういう場所で食に興味をもつのだろうか。</p>	<p>技術・家庭科で学習した知識や技術を活用して健全な食生活を実現しようとする能力や態度を育む視点から、食事の役割や栄養・調理に関する内容がますます重要となっております。学習環境の整った調理実習室は、生徒の学習意欲を高める効果があります。実習室の整備は重要なことととらえております。</p> <p>また、平成 27 年春からの中学校給食実施をめざしておりますので、実施後は、給食を生きた教材として活用し、中学校における食育の推進につなげてまいりたいと考えております。</p>
12	<p>健康管理の重要性を伝えていくのに、職場で健康増進に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>関係者の役割の職場として「健康増進に向けた取り組みを図ります」と記載しております。</p> <p>各職場において必要な知識が身につけられるよう支援及び適切な食の情報を提供していきます。</p>
13	<p>関係者の役割で「地域団体」の項目に、専門職種の中で明石栄養士会の名前がありますが、専門調理師を中心とした調理師の専門性も明石の食育活動に協力できるのではないか。</p>	<p>関係者の役割の地域団体として、専門職種はその他の職種も含んでおります。今後も専門性を活かし食育活動にご協力くださいますようお願いいたします。</p>
14	<p>多くの世代が利用する食品販売者等の事業者について、食環境を整備して、明石市の地域食材を活かしたメニューの提供やバランスよい食事が選択できるような食事提供システムをもっと利用しやすくなればよいと思う。</p>	<p>関係者の役割の食関連事業者等として「健康に配慮した商品やメニューの提供、食の安全性や栄養素に関する情報発信を行う」と記載しております。</p> <p>また、地元食材を活かしたメニューの提供についても必要と考えております。「関係者の役割の食関連事業者等」に記載します。</p>
15	<p>シンボルマークの活用が、もっと盛んになれば良い。</p>	<p>シンボルマークは、チラシやのぼり等で活用しておりますが、各関係機関と連携し、さらに普及するよう努めます。また、本方針にも記載します。</p>
16	<p>情報提供を強化し、食育への関心を高め実践につなぐために、「関係者の役割」に、マスコミなども加えてはどうか。</p>	<p>ご提案をいただいたようにマスメディア等の活用も必要と考えております。「方針の推進に向けての推進体制の整備」に記載します。</p>
17	<p>食育活動が一方通行にならによろ、例えば、「検定」(市独自の食育検定)の導入等で、より食育を定着させる方法がいいのではないかと考えます。</p>	<p>食育の推進において、市民及び各関係機関の双方向的な啓発は、重要なことと考えております。</p> <p>ご提案の「検定」については、貴重なご提案として食育の取り組みの中で、検討していきたいと思っております。</p>
18	<p>行政の取り組み一覧で、全ての項目に健康推進課が入っていないのはいかがか。</p>	<p>食育は各関係課と連携して取り組んでおり、各課の総合調整を健康推進課がしております。</p>
その他	<p>質問・・・3件</p>	



明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画(案)に関する意見公募結果

番号	意見	回答
1	<p>明石市内に、人材派遣センター(正式名称不明)があるが、現行のマッサージ券のようなシステムで、日常生活で手伝いを頼むことができるような券を発行して欲しい。</p>	<p>はり・きゅう・マッサージ助成券は、70歳以上の市民の皆様の健康の保持や、外出の支援を事業の目的としております。したがって、日常生活の手伝いに対する助成券とは事業の目的が異なってまいりますので、ご意見のような制度の導入には、事業の目的などを今後十分に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>また、ご意見にありました人材派遣センターは、(社)シルバー人材センターを指していると推察します。同センターでは、屋内清掃や大工仕事などの軽作業を安価で請け負い、高齢者の日常生活の困りごとを解決しております。市は、同センターを引き続き支援し、このような取り組みを推進してまいります。</p>
2	<p>介護保険料は、基金を20億取り崩しても値上げを防ぐ方がよい。もっと国や自治体の負担を増やしても保険料の値上げを止めるべき。</p>	<p>基金については、第5期だけでなく、第6期以降の保険料上昇も考慮し、全額取り崩すのではなく、半分の約10億を取り崩すこととしました。</p> <p>また、今後、給付費が増大し、市だけでの対応が難しくなることから、国による公費負担を増やすよう要望しております。</p>
3	<p>施策に優先順位をつけ、より緊急性・重要性の高いものから実施していくべき。最初から市内全域で難しいということであれば、一部の地域対象のモデル事業としてでも早急に実施していくべき。「地域福祉計画」について、どういふものなのか知りたい。</p>	<p>緊急性・重要性の高い施策に優先順位をつけて事業を実施していくことは必要だと考えます。ただし、計画の時点においては、まだ解決しなければならない課題がありますので、事業の並列的な表記に留めております。なお、一部の事業においては、モデル事業を通じて先行実施を行っていきます。</p> <p>「地域福祉計画」とは、地域における実践によって、支えたり支えられたりの関係を取り戻し、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができることを目指し策定された計画です。(詳しくは市ホームページ(福祉総務課)等に掲載しております。)</p>
4	<p>要支援認定者を介護サービスから外していくことは止めるべき。</p>	<p>要支援者においても要介護度に応じたサービスを提供することは、当然必要なことと考えています。また、要支援者に対するサービスは、重度の要介護者とは異なり、生活機能の低下を防ぐ側面を考慮しながら、サービスを提供する必要があると考えます。</p>

番号	意見	回答
5-①	アンケートの中で、ボランティア活動に「参加しない」「参加できない」という理由を訊いていれば対策がとれたかも。また、元気高齢者の支援として、項目にボランティア活動(高齢者)を設定して欲しい。	<p>計画素案の中ではアンケートの回答結果を全て掲載できませんでしたが、実際に行いましたアンケートの設問には含まれております。アンケート結果の詳細につきましては、市ホームページで公開しております。本計画の第2回策定委員会の資料1「暮らしを元気アップ！」アンケート調査報告書をご参照ください。</p> <p>また、ボランティア組織の活動支援につきましては、社会福祉協議会の活動の部分で、計画書に盛り込む予定としております。</p>
5-②	居宅サービス、地域密着型サービスの合計欄を設けて欲しい。	<p>各サービスの利用者数、利用回数の推移に注目しており、合計欄を設けておりません。</p> <p>概ねどのサービスについても増加傾向にあります。増加の割合を測るものさしとして、計画値を用いています。計画値と比較することで、前回計画策定時における伸び率よりさらに大きな伸び率で増加したのかなどを推察できます。</p>
5-③	利用者数の差異についても理由を分析して欲しい。	<p>計画値と比較して、差異が大きいものについての分析を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護及び通所リハビリテーション: 通所介護事業所数が増加したことや施設設備や人員が充実したことにより、通所リハビリテーションの利用者が通所介護事業所へ流入したと思われる。</li> <li>・短期入所生活介護: 計画上の推計と比べ、実質利用が予想よりも少なかった。</li> <li>・夜間対応型訪問介護: 適切な参入事業所がなかった。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護: 制度の知名度が低い(平成18年 新規創設サービス)</li> <li>・福祉用具貸与: 使いやすい用具の普及と制度の周知による増加</li> </ul>
5-④	施設の整備状況について、表中の「0」の意味が分からないので、解説が必要。	<p>地域密着型特定施設や介護老人福祉施設については、第4期には募集自体行っておりませんでした。この2つのサービスについては採算上の問題があり、公募したとしても応募する事業者が限定され、適正な評価・選択が困難になるという理由によるものです。その他、整備数が「0」となっているものは、事業者の公募を行いましたが発注がなく、その結果未整備となっているものです。</p>

番号	意見	回答
5-⑤	給付費を算出した際の基礎単価が知りたい。総給付額の推計について、減額(伸び率ダウン)分は、どのサービスに反映されているのか、また介護従事者の賃金アップ分は盛り込まれているか知りたい。	給付費の計算法としては、標準単価(1単位=10円)ではなく、明石市における地域単価(【例】訪問介護:1単位=10.35円、通所介護10.23円等)を基に、国から提示された、介護従事者による処遇改善交付金廃止による報酬改定の加算分を考慮して、各サービスごとの給付費を推計しています。 また、第5期において、高齢者数の増加にともない、認定者数・給付費も増加するため、減額される介護(予防)サービスは、ありません。
5-⑥	計画の中で、評価・点検についての明記をして欲しい。	現在、介護保険の給付については、厚生労働省の給付分析システムなどを基に評価・点検をしているところですが、十分だとは言えないのが現状です。次期計画に向けての課題と考えております。
6	敬老優待乗車券について、以前のようにJR、山陽電車、バスから選ぶことができるようにして欲しい。バス停の数を増やすとともに市外行きの神姫バスについても使えるようもっと便利になればよい。	ご意見にありました、JRや山陽電車のカードにつきましては、利用の際に、本人確認できず不正利用を抑止する手立てを講じることができないことから廃止に至ったものです。 また、敬老優待乗車券交付事業は、70歳以上の市民の皆様の、市内での外出促進を目的としている事業ですので、市外でご利用いただくことはできません。

【お問い合わせ】 明石市 高年介護室  
 TEL 078-918-5166(高齢者いきいき福祉計画)  
 TEL 078-918-5091(介護保険事業計画)





## 「第1次明石市交通安全計画（案）」意見募集の実施結果

### 1 実施期間

平成24年1月1日（日）～1月31日（火）

### 2 意見の集計結果

7人の方から、計19項目のご意見をいただきました。

### 3 意見の内容及び回答

No.	意見の内容	回答
計画全般に関すること		
1	重点施策が重複し、同じ記述（説明）が繰り返されているため、もう少しスリムにならないか。	交通安全対策基本法に、「都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする」と規定されており、交通安全計画は兵庫県交通安全計画と整合を図っているところですが、計画の内容を分かりやすく示すため、交通安全計画概要版を作成しています。
2	県及び他部署の諸計画の連携図等を表示し、全体が分かるようにしてほしい。	交通安全計画（概要版）の、講じようとする対策の重点施策の中で、国、県及び市の主要な計画を示しています。
3	より実現性を高めるために「対象となる世代」・「地域」を重点的に定め、優先的に整備する内容を当面（仮に10年）の目標を決めて交通安全対策を実行し、市民がその効果を実感できるようにしてほしい。	交通安全計画に基づき、具体的な施策を示した交通安全実施計画を毎年度作成します。 また、毎年度の交通安全対策会議で、施策の実施機関から進捗状況等の報告を受け、効果検証することとしており、その結果については、公表します。
4	本計画の達成度、評価が必要である。	交通安全計画に基づき、具体的な施策を示した交通安全実施計画を毎年度作成します。 また、毎年度の交通安全対策会議で、施策の実施機関から進捗状況等の報告を受け、効果検証していきます。

5	重点施策のスケジュールが必要なのではないか。	交通安全計画に基づき、具体的な施策を示した交通安全実施計画を、毎年度作成してまいります。
6	本計画に「明石」が具体的に見えてこない。実施計画で具体化されるのか。	交通安全計画は、本市の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、及びその施策を推進するための必要な事項を定めており、具体的な施策につきましては、交通安全計画に基づき毎年度作成する交通安全実施計画の中で示してまいります。

第1章「道路交通の安全」に関すること	
7	<p>通勤・買い物に利用する道路の安全対策として、駅を中心とした交通・商業施設を中心とした交通等を対象に、歩道等の整備と交通規制の強化を図って欲しい。</p> <p>駅周辺の整備につきましては、『高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備』(P13～P14、P35～P36)に記載のとおり、全ての人々が安心して参加し活動できる社会を実現するため、歩道等を整備します。</p> <p>商業施設周辺の整備については、『改築等による交通事故対策の推進』(P15、P24、P39)に記載のとおり、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、歩道等の整備を推進します。</p> <p>また、交通規制につきましては、『効果的な交通規制の推進』(P15～P16、P41～P42)に記載のとおり、地域の特性に応じた交通規制等を実施します。</p>
8	<p>行政も住民との接点を増やし、信頼関係を築くため、道路安全モニター、交通ボランティアの拡大をお願いしたい。</p> <p>道路安全モニターにつきましては、『道路交通環境整備への交通弱者をはじめとする住民参加の促進』(P15)、『道路交通環境整備への住民参加の促進』(P41)に記載の通り、道路利用者等が日常感じている意見を取り入れる手段として活用します。</p> <p>交通ボランティアにつきましては、『交通安全思想の普及徹底』(P17～P22)、『段階的かつ体系的な交通安全教育の推進』(P26～P29、P55～P60)に記載のとおり、交通ボランティアによる幼児・児童に対する安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進するとともに、交通ボランティアと連携した高齢者の交通安全教室等を開催します。</p>
9	<p>信号機及び歩道が設置された交差点において、小さい子供が自主的に道路に近付かず信号を待てるように、点字ブロックの手前に黄色線と足型を書いてほしい。</p> <p>『生活道路における交通安全対策の推進』(P12～13、P23～24、P34～35)に記載のとおり、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示するなど視認性の向上を図り、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図ります。</p> <p>なお、足型の標示については、子どもに安全行動の習慣づけを促す手段として、信号機のない交差点等に設置しています。</p>

10	<p>山陽電鉄江井ヶ島駅、南側の県道718号線の江井ヶ島から西へ100mぐらいの間の南側の歩道が、ガードレールがなく危険である。</p> <p>江井ヶ島の交差点が夜になるとかなり暗く歩行者の姿が非常に見えにくくなる。</p>	<p>ご指摘の点については、関係機関と調整しながら対策について検討していきます。</p>
11	<p>県道明石高砂線が非常に狭いうえに歩道も凹凸・段差・側溝の蓋など安全な状態になく、道路の整備などの根本的な対策がされていない。通学時間帯における車両の部分的な迂回、または通行規制が必要ではないか。</p>	<p>道路の整備については、『改築等による交通事故対策の推進』(P15、24、39)に記載のとおり、道路の改築等による交通事故対策を推進します。</p> <p>車両の部分的な迂回、通行規制については、『効果的な交通規制の推進』(P15～P16、P41～P42)に記載のとおり、地域の特性に応じた交通規制を実施します。</p>
12	<p>小学校区での通学路点検に児童も参加させてほしい。</p>	<p>『道路交通環境整備への交通弱者をはじめとする住民参加の促進』(P15)、『道路交通環境整備への住民参加の促進』(P41)に記載のとおり、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進します。</p> <p>なお、今年度から、児童が参加した交通安全総点検を実施しているところであり、今後は児童の視点を生かした交通安全総点検を推進していきます。</p>

13	<p>小学校・中学校を中心とした安全通学路ネットを作り、歩道の設置等の道路整備・幅員の狭い道路の交通規制等を優先的に整備してほしい。</p> <p>また、これらの具体計画を地域で作った計画としてほしい。</p>	<p>歩道の設置については、『道路交通環境整備への交通弱者をはじめとする住民参加の促進』(P15)、『道路交通環境整備への住民参加の促進』(P41)に記載のとおり、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進します。</p> <p>交通規制については、『効果的な交通規制の推進』(P15～16、P41～P42)に記載のとおり、地域の特性に応じた交通規制を実施します。</p> <p>地域での計画作成については、『道路交通環境整備への交通弱者をはじめとする住民参加の促進』(P15)、『道路交通環境整備への住民参加の促進』(P41)に記載のとおり、道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映します。</p>
14	<p>横断歩道に必ず自転車道マークを標示してほしい。</p>	<p>自転車横断帯は、自転車歩道通行可の規制を行っている歩道がある交差点などに設置しています。したがって、この自転車歩道通行可の規制をしていない歩道がある交差点などに設置することはできません。</p>
15	<p>自転車利用マナー・規則の徹底をしてほしい。特に高校生に対して。</p>	<p>『自転車の安全利用の推進』(P30～P31、P61～P62)に記載のとおり、「自転車運転免許証等制度」や自転車安全教室の推進などにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。</p> <p>また、『自転車利用者に対する指導取締りの推進』(P78)に記載のとおり、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。</p>

16	<p>県道明石高砂線の渋滞を避けて、通学路である生活道路に迂回している車が多数あるため、企業への申し入れによる車通勤の排除（公共交通機関での通勤、通勤時間帯の変更による通勤・通学の輻輳回避等）を行ってほしい。</p>	<p>『交通需要マネジメントの推進』（P44）に記載のとおり、一人ひとりの交通行動を自動車から公共交通利用へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策であるモビリティ・マネジメントの実施等により、道路利用の仕方に工夫を求めます。</p>
17	<p>子供に対して非常に危険であるため、運転中に携帯電話、たばこのポイ捨てをしている運転手に対して、運転マナーを向上させてほしい。</p>	<p>『成人に対する交通安全教育の推進』（P57～P58）に記載のとおり、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行います。</p>
18	<p>林崎海水浴場で、バーベキュー中に飲酒し、周辺道路で飲酒運転が横行しているため、バーベキューによる飲酒運転を根絶してほしい。</p>	<p>『飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立』（P63）に記載のとおり、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図ります。</p> <p>また、『一般道路における効果的な指導取締りの強化等』（P77～P78）に記載のとおり、飲酒運転等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図ります。</p>

その他		
19	<p>早急に国土交通省と連携し、海岸区域全体のバーベキュー禁止化を行い、もしくは何らかの対策を取り、周辺の安全対策に取り組んでほしい。</p>	<p>海岸管理者である国土交通省、兵庫県と協議し、周辺地域の住民や、海岸利用者が安全に安心して利用できるような対策を検討していきます。</p>